

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



定額減税の特設サイト 国税庁が開設

国税庁は、「令和6年度税制改正大綱」に盛り込まれた定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることを踏まえ、定額減税に関する各種情報を入力・閲覧できる特設サイトを開設した。所得税の定額減税は、納税者本人と扶養家族を対象に、1人当たり3万円を納税額から

差し引くもので、令和6年6月に実施される予定。

また、特設サイトでは「給与の支払者のための令和6年分所得税の定額減税のしかた」も公表している。

詳しくは国税庁の特設サイト

<https://www.nta.go.jp/use/rs/gensen/teigakugenzai/index.htm>

新たな信用保証制度を創設 経営者保証の提供を不要に

経済産業省は、保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度を創設する。

新制度は、経営者保証ガイ

ドラインの要件よりも緩和した要件を設定。新制度における「上乘せ保証料」を、3年の時限措置として軽減する

（2025年3月末までの保証申込分は0・15%、25年4月から26年3月までの保証申込分は0・10%、26年4月から27年3月までの保証申込分は0・05%に相当する保証料を国が補助）。

同制度については、3月15日より申込受付を開始し、それに先立ち要件確認などの事前審査も開始する。

対象要件など詳細は経済産業省HP

<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240123002/>

20240123002-1.pdf

オンラインで人手不足相談 中小機構が相談窓口を設置

中小機構は、人材不足の課題を抱える中小企業への相談体制を強化するため、オンラインによる新たな「人手不足相談窓口」を開設した。

オンライン「人手不足相談窓口」では、中小企業への人手不足支援に精通する専門家を増員し、各地域本部に配置。

オンラインの相談窓口で自社の事務所などから相談できる体制にした。無料で利用できる。

また、本年4月からはIT導入（省力化）に関する対面型オンライン相談（IT経営サポートセンター）を全地域本部に拡充する。

詳細は中小機構のホームページへ。

<https://www.smrj.go.jp/institute/bkmgel000000bdeg.html>



マイナス金利

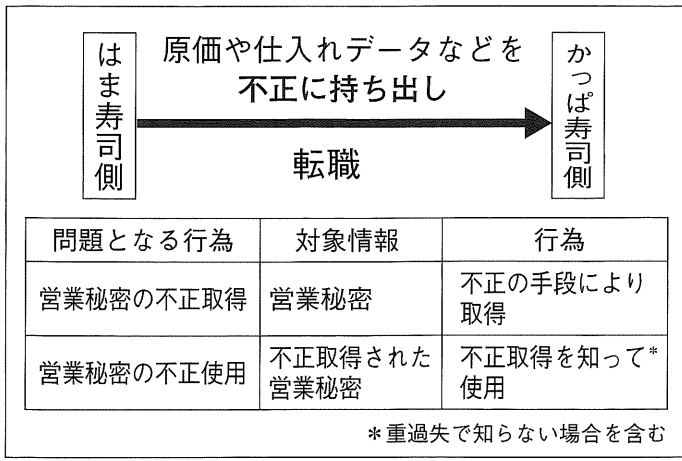
マイナス金利とは、民間の金融機関が中央銀行に預ける当座預金の金利をマイナスにすること。金融機関は中央銀行に余分なお金を預けると金利を支払わなければならないため、金融機関は企業への貸し出しや投資に資金を回すようになる。資金が市場に流通することで、景気を刺激し、デフレ脱却を目指す。日本のマイナス金利は、日銀が金融機関からお金を預かる日銀当座預金の一部に年マイナス0・1%の金利を課すもので、2016年に「量的・質的金融緩和策」として導入された。マイナス金利が適用されるのは、金融機関が持つ日銀の当座預金のごく一部であり、一般の預金者にマイナス金利が適用されるわけではない。

法律



転職者によるデータ持ち出し 不正取得した営業秘密を利用 —「はま寿司」が「かつば寿司」提訴

回転ずしチェーンの「はま寿司」は、不正に持ち出された原価データなどの営業秘密を利用したとして、「かつば寿司」を運営するカツパ・クリエイトなどを相手に5億円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こしました。営業秘密を不正に利用した場合、法人にも法的責任が生じるリスクがあります。そこで今号では、不正取得した営業秘密を利用した法人の法的問題について取り上げます。



回転ずし大手「かつば寿司」を運営する「カツパ・クリエイト」の前社長が、ライバル会社「はま寿司」の営業秘密を不正に入手して利用した事件をめぐり、はま寿司の親会社のゼンショーホールディングスは、前社長やカツパ社などに対し、営業秘密の使用禁止や廃棄、5億円の損害賠償などを求めて東京地裁に提訴したと発表しました。

かつば寿司の前社長は、ゼンショーホールディングスからカツパ・クリエイトに転職する前後の時期である2020年9月から同年12月にかけて、「はま寿司」の仕入れ原価や食材使用量などに関するデータをコ

ピーして不正に持ち出したとして、不正競争防止法違反(営業秘密領得)の容疑で逮捕されました。

ゼンショーホールディングスによると、事件捜査の過程で、はま寿司の各店舗の損益計算書や売上高なども不正取得され、カツパ社内で開示利用されていたことを確認したとしています。63億円以上の損害が出たとして上で、カツパ社や前社長にその一部として5億円を請求し、情報の廃棄なども求め、提訴しました。

東京地裁の判決では「転職先で地位や評価を得たいという利欲的な動機だった」と酌量の余地はないと指摘。前社長は、2023年5月に有罪が確定しています。

■営業秘密の不正利用

前述の事件のように転職に伴う営業秘密の不正流出事件は後を絶ちませんが、こうした事件において問題となる行為としては、次の2点が考えられます。

- ①不正の手段により営業秘密を取得する行為
- ②「営業秘密不正取得行為」が介在したことを知って、あるいは重過失により知らないで、営業秘密を使用する行為

同業種の間で転職するのは転職者のスキルを生かすことにつながるものの、営業秘密の不正取得問題が生ずる可能性もあります。場合によっては法人そのものが法的責任を問われるリスクもあります。

例えば、転職者が、転職元企業の営業秘密を不正に取得し、転職先企業が、不正に取得されたものであることを知りつつ、あるいは重過失により知らないまま、その情報を取得したり使用したりするケースです。

具体的には、不正に持ち出された顧客名簿を、不正に持ち出されたことを知りながら、それを利用して営業活動を行う行為等がこれに該当します。

また、他社の原価データや売上高など、明らかに営業上秘密として扱われている情報であれば、普通気づくはずですから、何も調査せずにその情報を利用することは、「重大な過失がある」と判断される可能性が高いといえます。

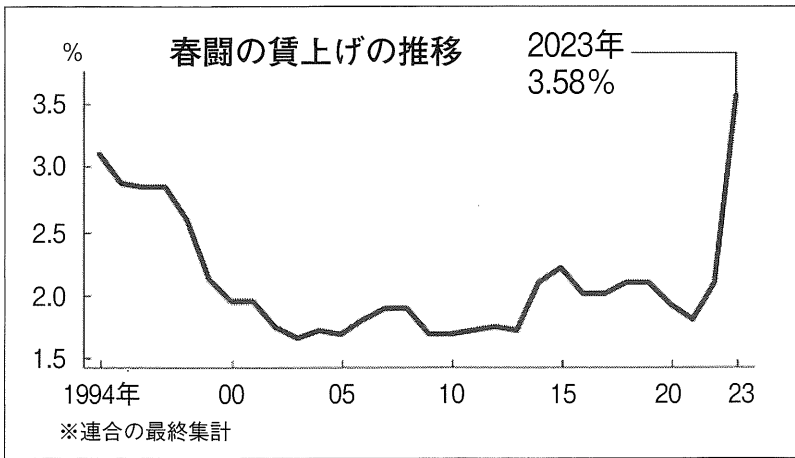
こうした場合、転職者はもちろん、転職先の企業も「営業秘密の侵害」を行ったものと判断され、転職元からの損害賠償請求や差し止め請求を受けることもあり得ます。



中小企業の賃上げ率 昨年を上回る見通し

2024年春闘スタート

今年も春闘がスタートしました。連合は、物価上昇を上回る賃上げを実現するため、5%以上の賃上げ要求に踏み切っています。実質賃金のマイナスが続く中、賃上げが高水準だった去年を上回る水準になるか、中小企業や非正規労働者にも広がるかが焦点となっています。



組合員約700万人の労働組合の中央組織「連合」は今年、定期昇給(定昇)分を含めて5%以上の賃上げ要求をしています。これは、1995年以来約30年ぶりの高水準であった昨年の「5%程度」をさらに強めた表現です。

また、定昇分を除くベースアップ(ベア)についても「3%程度」から「3%以上」へ引き上げることを要求しています。持続的な賃上げの重要性を表すために、表現を強めた形となっています。

2023年の春闘の最終結果をみると、基本給を底上げするベアと定昇分を合わせた「平均賃上げ率」は、前年同期比1.51ポイント増の3.58%と1993年(3.90%)以来30年ぶりの高水準となりました。賃上げ額は4556円増の1万560円。

このうち組合員300人未満の中小企業の平均賃上げ率も、1.27ポイント増の3.23%に達しました。中小の賃上げ率は近年、2%に届かない水準で推移していましたが、記録的な物価高を背景に30年ぶりの高い水準となりました。賃上げ額は3178円増の8021円。

しかし、名目賃金から物価変動の影響を除いた「実質賃金」をみると、厚労省の発表では前年同月比で20か月連続の減少となっています。そのため、3.58%の賃上げ率では、物価上昇に追いついていないのが現状といえます。

高水準の昨年を上回る予測

公益社団法人「日本経済研究センター」は民間のエコノミスト36人が予測する賃金の引き上げ率をまとめました。予測は厚生労働省が主要な企業を対象に毎年まとめている賃上げ率の調査を基準に行いました。それによりますと、今年の春闘での賃上げ率の予測は平均で3.85%となり、このうち、①定昇分は1.7%、②ベースアップ分は2.15%でした。これは30年ぶりの高い水準となった去年の3.58%を上回る見通しで、中小企業についても昨年の3.23%を上回ると予測されています。背景として、物価の上昇が続いて

いることや、コロナ禍からの経済活動の再開を追い風に業績が好調な企業が多くなっていること、人手不足で人材確保が難しくなっていることなどから、積極的に賃金を引き上げる企業が増えるとみられます。

価格転嫁で賃上げ原資を確保

中小企業については、価格転嫁への対応が十分とは言えない現状を踏まえ、賃上げはハードルが高いとみられますが、中小企業も人材確保の観点から賃上げに踏み切らなければならぬとも考えられています。

人手不足については、大手企業よりも中小企業の方が深刻ですが、適正な価格転嫁が進んでいない状況では、賃上げの原資となる収益の確保は困難です。

中小企業庁が昨年10月から11月に約30万社を対象に実施した価格転嫁に関する調査によると、「全く転嫁できていない」と答えた企業は18.4%に上っています。4~5月に行った前回調査より3ポイント低下したものの、依然として2割近い中小企業が全く価格転嫁できていない厳しい実態が浮き彫りになっています。賃上げを実現するためには、原材料費など仕入れ価格の高騰分をはじめ、人件費の価格転嫁も積極的に進めることが必要不可欠といえます。



令和6年度税制改正大綱 所得税・個人住民税の定額減税 6月からの実施方法について

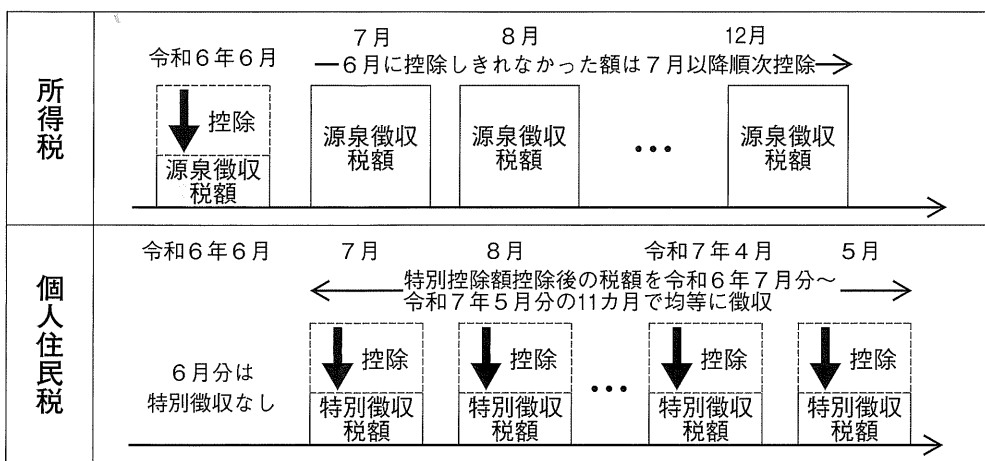
本年度税制改正大綱によると、令和6年分の所得税と令和6年度分の個人住民税の定額減税が行われます。

減税額は、納税者本人4万円（所得税3万円＋住民税1万円）に扶養家族がいる場合はさらに1人当たり4万円が加算された金額になります。例えば、夫婦と子ども2人の4人世帯であれば計16万円が減税されます。※ただし、納税者の合計所得金額が1805万円（給与収入2000万円）超の場合は対象外となります。

減税の実施方法

所得税の定額減税は、令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける給与等（賞与を含む）につき、源泉徴収されるべき所得税の額から特別控除の額を控除。控除しきれない分は翌月以降に繰り越して順次控除します。

個人住民税は、令和6年6月分は特別徴収せず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を、7月から来年5月までの11カ月間、それぞれの給与の支払いをする際に毎月徴収します。



3月の税務と労務

- 一 税 務**
- ★前年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
納期限…3月15日
 - ★所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日
 - ★前年分所得税の総収入金額報告書の提出
提出期限…3月15日
 - ★確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日 延納期限…5月31日
 - ★個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）
 - ★前年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
 - ★個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告
申告期限…3月15日
 - ★国外財産調書の提出…3月15日
 - ★2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月11日
 - ★個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…4月1日
 - ★1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…4月1日
 - ★1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月1日
 - ★法人・個人事業者（前年12月分及1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月1日
 - ★7月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…4月1日
 - ★消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…4月1日
 - ★消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…4月1日
- 一 労 務**
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…4月1日

「ダイバーシティ」とは、日本語で多様化という意味で用いられます。ある組織に多種多様な人が共存している状態といえます。▼日本の生産年齢人口は減少し続けており、多くの企業や業界で人手不足が深刻化しています。企業が競争力を維持していくためには、優秀な人材の確保は欠かせません。そこで、人手不足を補うために多様な人材を活用する「ダイバーシティ経営」が注目されています。▼働き方の変化や慢性的な人手不足、ライフプランの多様化に対

ダイバーシティ経営

応するために、ダイバーシティ推進は企業にとって急務です。性別や年齢、国籍、ライフスタイル、価値観など、様々な背景を持った人材を活用することで、新たな視点やアイデアが生まれ、競争力の強化が期待できます。▼人材不足が深刻化する中、募集の開口を広げることも優秀な人材確保のための重要な要件になると考えられます。そして、多様な人材を戦略的に活用するためには、多様な価値観を受け入れる組織・体制づくりを進める必要があります。